

◆普通徴収となる人は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の人は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

○申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、申請により負担が1割になります。（7月末までに申請された人は8月から負担割合が変更されます。8月以降に申請された人は申請月の翌月からになります。）

●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）…383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

○目的 健康管理と生活習慣病等の早期発見を目的としています。

○対象者 8月31日までに三重県後期高齢者医療被保険者となられる人

○送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となられる人 ⇒ 8月中旬発送
8月中に被保険者となられる人 ⇒ 9月中旬発送

○受診期間 7月1日から11月30日まで

○受診場所 病院・診療所など

○受診方法 受診券等をご覧ください。

○自己負担額 無料（令和3年度から無料となりました）
ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



75才からのお口の健康チェック（後期高齢者歯科健康診査）について

8月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

○目的 口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上を目的としています。

○対象者 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和3年3月31日現在、75歳、77歳及び80歳の方

○送付スケジュール 8月下旬発送

○受診期間 9月1日から12月20日まで

○受診場所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関

○受診方法 受診券等をご覧ください。

○自己負担額 無料
ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。

